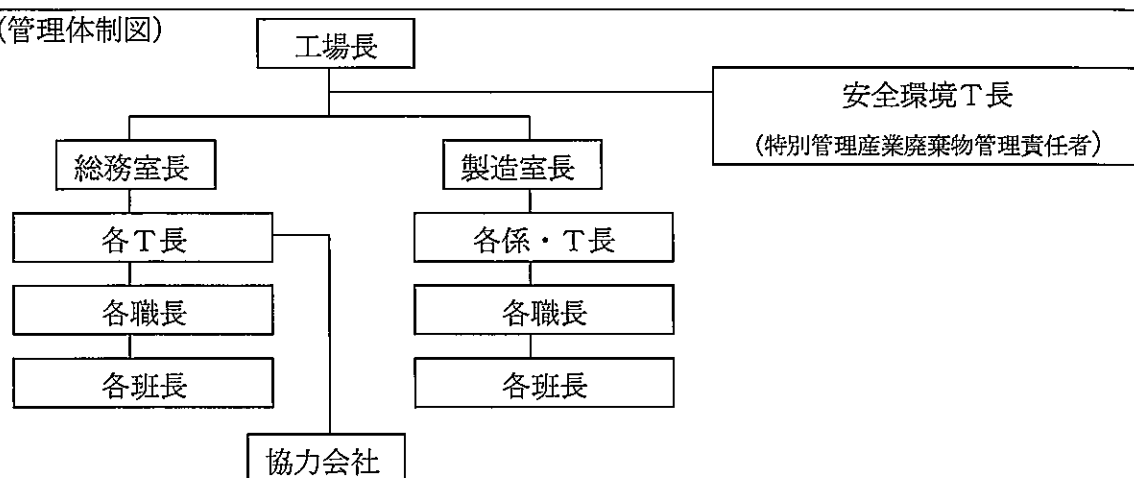


(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和6年 6月 10日	
京都府知事 様	
	提出者 住 所 福知山市長田野町3丁目36番地 氏 名 株式会社神戸製鋼所 福知山工場 工場長 兼田 昌人 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0773-27-2131
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社神戸製鋼所 福知山工場
事業場の所在地	福知山市長田野町3丁目36番地
計画期間	令和6年度
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	金属製品製造業
②事業の規模	製造製品出荷額 162億円
③従業員数	273人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1の通り

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】別紙2の通り		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】別紙2の通り		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

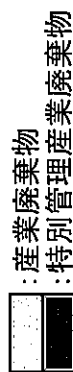
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】別紙3の通り		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】別紙3の通り		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	5,283.225 t	
	(今後実施する予定の取組等) 令和5年度の電子マニフェストの発行件数は632件 特別管理産業廃棄物に関しては電子マニフェストシステムを利用している。 上記取組みを継続する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。



上場主取

廃油	業者委託 再資源化
廃プラスチック類	業者委託 固形燃料化又は 中間処理後に埋立
廃蛍光灯	業者委託 再資源化
金属くず	業者委託 再資源化 又は埋立
木くず	業者委託 固形燃料化
ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	業者委託 直接埋立
石綿含有廃棄物	業者委託 直接埋立

使用済油	業者委託 再資源化又は 中間処理後に埋立
廃棄物焼却物	業者委託 中間処理後に埋立
石膏泥	業者委託 中間処理後に埋立
廃石綿等	業者委託 直接埋立

【前年度(令和5年)実績】

【前年度(令和5年度実績)】									
産業廃棄物の種類	廃酸A (原料として再生利用されるもの)	廃酸B (原料として再生利用されないもの)	めっき汚泥A (再資源化するもの)	めっき汚泥B (再資源化されないもの)	特管廃油	有害汚泥	感染性廃棄物	廃アルカリ	廃石綿等
全処理委託量(t)	4,094.7	1099.0	57.6	0.2	0.29	0	0	30.6	0.84
優良認定処理業者への 処理委託量(t)	0	1096.2	57.6	0.2	0.29	0	0	30.6	0.84
再生利用業者への 処理委託量(t)	4,094.7	0	57.6	0	0	0	0	0	0
認定熱回収業者への 処理委託量(t)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量(t)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃酸Aを原料として市販の塩化第二鉄や凝集剤に加工し、再生利用する中間処理業者に委託している。他工程及び自社の水処理施設での再利用を実施している。	廃酸Bを中間処理の段階で凝集剤や中和剤として有効利用し、処理後の汚泥は埋立またはセメント原料化等の再資源化を実施している。	めっき汚泥Aは、中間処理(焼却・溶融)後の残渣を主として埋立処分されている。	無害化中間処理の後、埋立処分する業者へ委託している。	焼却後埋立処分する業者へ委託している。	無害化中間処理の後、埋立処分する業者へ委託している。	焼却後埋立処分する業者へ委託している。	中間処理後の汚泥は埋立またはセメント原料化等の再資源化を実施している。	埋立処分を実施している。

①現状

これまでに実施した取組

【目録】

【目標】	廃酸A (原料として再生利用されるもの)	廃酸B (原料として再生利用されないもの)	めっき汚泥A (再資源化するもの)	めっき汚泥B (再資源化されないもの)	特管廃油	有害汚泥	感染性廃棄物	廃アルカリ	廃石綿等
産業廃棄物の種類									
全処理委託量(t)	4,190	1303	70.6	10	0.51	0	0.12	48	0.6
優良認定処理業者への 処理委託量(t)	0	1302	70.6	10	0.51	0	0.12	48	0.6
再生利用業者への 処理委託量(t)	4,190	0	70.6	0	0	0	0	0	0
認定熱回収業者への 処理委託量(t)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量(t)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
今後実施する予定の取組	上記取組を継続する。 上記取組を継続する。 上記取組を継続する。 上記取組を継続する。 上記取組を継続する。 上記取組を継続する。 上記取組を継続する。 上記取組を継続する。 上記取組を継続する。 上記取組を継続する。								